令和８年第３回定例会 意見書一覧

意　　見　　書	
意見書第１号	国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
意見書第２号	円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書
意見書第３号	アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書
意見書第４号	核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書
意見書第５号	「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書
意見書第６号	化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書
意見書第７号	夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書
意見書第８号	非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

意見書案第１号

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	中　川　昌　憲
賛成者	同	山　本　博　己
同	同	藤　田　　豊
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　高規格道路の未整備区間や自然災害による交通障害、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えていることから、国土強靭化を一層推進するため、特段の措置を講ずることを要望する。

提出先　　衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、GX、AI・DXといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靭な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も必要である。

よって、国及び政府においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靭化を一層推進するため、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1　道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2　第1次国土強靭化実施中期計画に基づく、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進・強化し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。

3　高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

4　令和8年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業債について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。

5　冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6　道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。

7　災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

8　維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、都市公園や下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

9　冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

10　堤防整備、河道の掘削などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8年 10月 2日
北海道北広島市議会

意見書案第２号

円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための
緊急対策を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	山　本　博　己
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	藤　田　　豊
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　円安や原材料の価格高騰と資材不足、金利上昇が中小企業の経営を直撃していることから、中小企業が倒産・廃業を起こさないために緊急対策を行うことを要望する。

提出先　　衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

円安・物価高・資材不足などから中小企業の経営を支えるための緊急対策を求める意見書

イラン戦争や円安による原油や原材料の価格高騰と資材不足、円安、金利上昇が中小企業の経営を直撃している。民間調査会社によれば、今年上半期（1月～6月）の「円安」を要因とする倒産は前年同期比で32.3％も増え、７月も前年同月を上回っている。

雇用の7割を支え日本経済の土台である中小企業の倒産・廃業が進むことは、日本経済そのものに深刻な打撃を与えることになる。

よって、国及び政府においては、円安・物価高・資材不足などから中小企業が倒産・廃業を起こさないために以下の緊急対策を行うことを要望する。

記

1　コストの上昇や、借入金利の上昇に苦しむ中小企業に対する資金繰り支援として、燃料、光熱費、家賃やリース料など固定費への補助、借入金利子や税・社会保険料の支払猶予措置を取ること。

2　無担保・無利子かつ、業績が回復しない場合の債務減免を含む「特別融資制度」を創設すること。

3　原材料不足や価格高騰、人手不足などにより休業を余儀なくされた中小企業に対し、十分な休業補償を行うこと。

4　中小企業の雇用を守るために、雇用調整助成金の助成率や上限額の引き上げ、支給日数の延長などの特別措置を実施すること。

5　農業、漁業における燃油や肥料、資材の高騰に対する支援を速やかに行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和８年 10月 2日

北海道北広島市議会

意見書案第３号

アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	山　本　博　己
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	藤　田　　豊
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入が認められることになれば、北海道農業への影響や病害虫の侵入、国産の価格下落による農家の経営悪化が危惧されることから、輸入解禁を認めないよう要望する。

提出先　　衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁に反対する意見書

政府はアメリカからの要請を受け、生食用のジャガイモの輸入を解禁する手続きを進めると表明した。早ければ数年後には輸入が解禁されることになると報じられている。

アメリカ産のジャガイモの輸入はこれまでポテトチップス向けの加工用に限って解禁されてきたが、生食用の輸入が認められることになれば国産の８割を生産している北海道農業への影響が懸念される。

生食用ジャガイモは種イモに転用できることから、「ジャガイモシロシストセンチュウ」などの病害虫の侵入が危惧されています。病害虫が侵入することになれば、ジャガイモの生育が悪くなるなど長期的に生産活動に影響が及ぶことになる。

また、アメリカ産の生食用ジャガイモは価格が安いために、国産の価格下落によって農家の経営悪化が危惧される。2025年度の食料自給率がカロリーベースで過去最低の37％となり、2030年度に食料自給率45％という政府目標との差が広がった中で、離農せざるを得ない状況を拡大し、自給率低下につながりかねない。

さらに、アメリカなどからの輸入ジャガイモを原料にしたポテトチップスから日本で使用が禁止されている農薬が検出されるという問題も起きており、消費者からも健康被害を懸念する声があがっている。

よって、国及び政府においては、アメリカ産の生食用ジャガイモの輸入解禁を認めないよう、要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和８年 10月 2日
北海道北広島市議会

意見書案第４号

核兵器禁止条約第１回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	山　本　博　己
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	藤　田　　豊
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核兵器使用の脅迫を行うなどの危機に直面していることから、核兵器禁止条約第１回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを要望する。

提出先　　衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

核兵器禁止条約第1回再検討会議へのオブザーバー参加を求める意見書

2021年に発効された核兵器禁止条約は、人類史上初めて核兵器を違法と断じました。そして、2022年第1回締約国会議、2023年第2回締約国会議、2025年第3回締約国会議において、核軍縮の具体的進展、被害者支援、環境回復など核兵器廃絶に向けた具体的議論を積み重ねられてきた。

この間、核兵器保有国が核戦力の維持・強化、核兵器使用の脅迫を行うなどの危機に直面しながらも、第3回締約国会議宣言では「核兵器の完全かつ検証可能で不可逆的な廃絶は、単なる願望ではなく、世界の安全保障と人類の生存にとって必須だ」と強調するなど、核兵器の使用を許さないという力強いメッセージを発し、核抑止論からの脱却を呼びかけてきた。

本年11月、同条約発効後初となる第1回再検討会議が開催される予定になっており、核兵器廃絶に向けた国際的議論を前進させる重要な節目となる。

唯一の戦争被爆国である日本が核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加することは、被爆の実相を国際社会と共有し、核兵器の廃絶に向けた意志を国際社会に示す重要な一歩となる。

よって、国及び政府においては、核兵器禁止条約第1回再検討会議へオブザーバーとして参加し、核兵器廃絶に向けた国際的議論に積極的に関与することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8年 10月 2日
北海道北広島市議会

意見書案第５号

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	藤　田　　豊
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	山　本　博　己
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となり、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠であることから、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある措置を速やかに講じることを要望する。

提出先　　内閣総理大臣外関係大臣

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く要望する。

記

1　猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策

改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。

2　災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣

猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWAT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。

3　被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化

マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。

4　ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立

被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および

住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

5　複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底

　地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8年 10月 2日
北海道北広島市議会

意見書案第６号

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	藤　田　　豊
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	山　本　博　己
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　化学物質過敏症は発症メカニズムの未解明な部分が多く、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えないことから、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、対策を速やかに講じることを要望する。

提出先　　内閣総理大臣外関係大臣

化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く要望する。

記

1　全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

2　客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

3　公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、5省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

4　就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者および教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

5　総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等

における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

6　発症メカニズム解明および治療法確立への研究支援強化

　発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8年 10月 2日

北海道北広島市議会

意見書案第７号

夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	藤　田　　豊
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	山　本　博　己
同	同	滝　　久美子
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯の生活苦がより深刻化し、子どもの欠食や栄養不足、健康リスクや家庭の孤立化が深刻な課題となっていることから、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立するため、必要な措置を講じることを要望する。

提出先　　内閣総理大臣外関係大臣

夏休み中の子どもの貧困対策及び緊急セーフティネットの強化を求める意見書

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

政府においては、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く要望する。

記

1　身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保

学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。

2　地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用

こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こども生活支援事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。

3　アウトリーチ型支援と情報発信の強化

自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用したプッシュ型支援情報の発信体制を拡充すること。

4　困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充

生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8年 10月 2日
北海道北広島市議会

意見書案第８号

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり提出する。

令和８年10月２日

発議者	北広島市議会議員	滝　　久美子
賛成者	同	中　川　昌　憲
同	同	山　本　博　己
同	同	藤　田　　豊
同	同	鶴　谷　聡　美
同	同	佐　藤　敏　男

提案理由　　国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している中、戦争被爆国としての我が国の倫理的使命と平和国家としての立場を明確にすることが求められていることから、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを要望する。

提出先　　衆参両院議長及び内閣総理大臣外関係大臣

非核三原則の尊重と堅持を求める意見書

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、1967年に当時の佐藤榮作内閣総理大臣が国会で表明し、1971年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを堅持してきた。

核兵器を廃絶し、恒久平和を実現することは、広島・長崎への原爆投下という未曽有の惨禍を経験した世界唯一の戦争被爆国である日本国民の悲願である。

当議会においても、国是である非核三原則に呼応して、1987年9月に全会一致で「平和都市宣言を求める決議」を可決し、核兵器の廃絶と世界平和の実現にむけて努力するという決意を示してきた。

今日、国際社会の緊張が高まり、安全保障環境は一層厳しさを増している。

しかし、こうした時代だからこそ、戦争被爆国としての我が国の倫理的使命と、国際社会の信頼を支える平和国家としての立場を明確にすることが求められている。

非核三原則は、我が国が核兵器に依存しないという明確な意思を示すものであり、現実的な安全保障政策の下でも、その核心となる理念は揺らぐべきではない。

よって、国及び政府においては、唯一の戦争被爆国としての歴史的責務と、国際的信頼の基盤である平和国家の理念を重んじ、国是である非核三原則を尊重し、堅持することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令 和 8 年 10 月 2 日
北海道北広島市議会